

○伊賀南部環境衛生組合情報公開条例施行規則

制定 令和2年1月6日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊賀南部環境衛生組合情報公開条例（令和元年条例第5号。以下「条例」という。）第26条の規定に基づき、管理者が管理する公文書（条例第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。）の公開その他条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公文書公開請求書の様式)

第2条 条例第6条第1項に規定する請求書の様式は、公文書公開請求書（様式第1号）とする。

(公文書公開決定通知書等の様式)

第3条 条例第10条に規定する書面の様式は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 公文書の全部を公開する旨の決定 公文書公開決定通知書（様式第2号）
- (2) 公文書の一部を公開する旨の決定 公文書部分公開決定通知書（様式第3号）
- (3) 公文書の全部を公開しない旨の決定 アからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該アからウまでに定める様式
 - ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 公文書非公開決定通知書（様式第4号）
 - イ 条例第9条の規定により公開請求を拒否する場合 公文書の存否を明らかにしない決定通知書（様式第5号）
 - ウ 公文書を保有していない場合 公文書不存在決定通知書（様式第6号）

(公文書公開決定等期間延長通知書等の様式)

第4条 条例第11条第2項に規定する書面の様式は、公文書公開決定等期間延長通知書（様式第7号）とする。

2 条例第12条に規定する書面の様式は、公文書公開決定等期間特例延長通知書（様式第8号）とする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第5条 条例第14条第2項に規定する書面の様式は、公文書の公開に係る意見照会書（様式第9号）とする。

2 条例第14条第1項及び第2項に規定する意見書は、公文書の公開に係る意見書（様式第10号）とする。

3 条例第14条第3項に規定する書面の様式は、公文書を公開決定した旨の通知書（様式第1

1号) とする。

(公開の実施)

第6条 条例第15条第1項の規定により公文書を視聴し、又は閲覧する者は、当該公文書を丁寧に取り扱い、汚損し、破損し、又は加筆してはならない。

2 視聴は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれがあると認められる者に対し、公文書の閲覧又は視聴を停止させ、又は禁止することができる。

3 公文書の写しの交付部数は、公開請求1件につき1部とする。

(電磁的記録の公開方法)

第7条 条例第15条第1項の規定による電磁的記録(映像又は音声記録されたものであって用紙に出力することが適当でないものを除く。以下この項及び次項において同じ。)の公開は、当該電磁的記録を用紙に出力したもの(閲覧にあつては白黒出力に限る。)を閲覧させ、又は交付することにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当するときは、電磁的記録を光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したもの(以下この項において「複製物」という。)を映像の出力装置に出力したものを閲覧させ、又は複製物を交付することにより公開を行うことができる。

(1) 非公開情報がないこと。

(2) 公開に必要な電子計算機その他の機器及びプログラム(電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。)が配備され、閲覧又は複製が技術的に容易であること。

(3) 情報セキュリティの確保に支障を生じるおそれがないこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が別に定める事項に該当しないこと。

3 次の各号のいずれにも該当するときは、電磁的記録(映像又は音声記録されたものであって用紙に出力することが適当でないものに限る。以下この項及び次項において同じ。)を光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したもの(以下この項において「複製物」という。)を映像若しくは音声の出力装置に出力したものを視聴させ、又は複製物を交付することにより公開を行うことができる。

(1) 非公開情報がないこと。

(2) 公開に必要な電子計算機その他の機器及びプログラムが配備され、視聴又は複製が技術的に容易であること。

(3) 情報セキュリティの確保に支障を生じるおそれがないこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が別に定める事項に該当しないこと。

4 前項の規定にかかわらず、電磁的記録から非公開情報が記録されている部分を区分して除く

ために要する費用を公開請求者が前納する場合は、当該電磁的記録を複写したのから非公開情報が記録されている部分を区分して除いたものを映像若しくは音声の出力装置に出力したものを視聴させ、又はこれを複写したものを交付することにより公開を行うことができる。

5 電磁的記録の写しの交付は、当該電磁的記録を伊賀南部環境衛生組合が所有する電磁的記録媒体に複写し、交付することにより行う。

(費用の納付等)

第8条 条例第17条第2項に規定する費用(次項において「交付に要する費用」という。)の額は、次の表に定める写しの作成に要する費用の額に送付に要する費用の額を加算した額とする。

区分	公開の実施方法	費用の額
1 文書、図画又は写真	複写機により用紙に複写したもの(日本産業規格A列3番(以下「A3判」という。)以下の大きさの用紙に複写したものに限る。)の交付	白黒の場合にあつては、1枚につき10円。カラーの場合にあつては、1枚につき50円
2 電磁的記録	(1) 用紙に出力したもの(A3判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。)の交付	白黒の場合にあつては、1枚につき10円。カラーの場合にあつては、1枚につき50円
	(2) 電磁的記録媒体に複写したものの交付	電磁的記録媒体の購入経費に相当する額(非公開情報が記録されている電磁的記録を電磁的記録媒体に複写する場合については、当該電磁的記録から非公開情報が記録されている部分を区分して除くために要する費用に相当する額を加算した額)
	(3) 非公開情報が記録されている電磁的記録又はこれを複写したものの視聴	電磁的記録から非公開情報が記録されている部分を区分して除くために要する費用に相当する額
3 1及び2に掲げる方法以外の交付		作成に要する費用の額

備考

- (1) 区分1及び区分2(1)の場合において、用紙の両面を使用するときは、片面を1枚として費用の額を算定する。
- (2) 区分1及び区分2(1)の場合において、A3判を超える大きさの用紙を用いるときは、A3判に相当する大きさに換算した枚数として費用の額を算定する。
- (3) 伊賀南部環境衛生組合以外のものに委託して写しを作成した場合における費用の額は、本表の規定にかかわらず、当該委託に要する費用に相当する額とする。

2 交付に要する費用は、前納とする。ただし、交付に要する費用は、公開請求に係る公文書の写しの作成の後において精算し、過不足が生じたときは、これを還付し、又は追徴するものとする。

(諮問等の様式)

第9条 条例第19条第1項の規定による諮問は、情報公開審査諮問書（様式第12号）によるものとする。

2 条例第19条第3項の規定による通知は、情報公開審査諮問通知書（様式第13号）によるものとする。

(実施状況の公表)

第10条 条例第25条の規定による公表は、請求件数、公文書の公開等に関する決定の状況、審査請求の状況その他必要な事項について行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

公文書公開請求書

年 月 日

伊賀南部環境衛生組合管理者

宛て

請求者（〒 ー ）

住所又は居所

氏名

電話番号

（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先）

伊賀南部環境衛生組合情報公開条例（令和元年条例第5号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公文書の公開を請求します。

公開請求に係る公文書 を特定するために必要な事項	公文書の名称又は知りたいと思う事項の概要を具体的に記入してください。
公開の方法 （該当する□に、レ印を付してください。）	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 [<input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 送付による交付]

以下は、記入しないでください。

担当室	室 〔電話番号 〕	
備考	整理番号	

様式第2号（第3条関係）

公文書公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

伊賀南部環境衛生組合管理者 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、伊賀南部環境衛生組合情報公開条例（令和元年条例第5号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり公開することと決定しましたので通知します。

公文書の表示	公開請求者が請求した内容	
	実施機関が特定した公文書の件	
公文書の公開の方法	閲覧・視聴・写しの交付・写しの送付	
公開を実施する日時	年 月 日（ ） 午前・午後 時	
公開を実施する場所		
担当室	室	
	〔電話番号 〕	
備考		

- 注1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に伊賀南部環境衛生組合管理者に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分に係る取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、伊賀南部環境衛生組合を被告（訴訟において伊賀南部環境衛生組合を代表する者は伊賀南部環境衛生組合管理者となります。）として、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分に係る取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 公文書の公開を受けるときは、この通知書を提示してください。
- 4 指定された日時が都合の悪い場合は、あらかじめ事務担当まで必ず連絡してください。
- 5 この処分に対し第三者から審査請求があったときは、伊賀南部環境衛生組合情報公開条例第19条第4項の規定により公開が停止されますので、御了承ください。

様式第3号（第3条関係）

公文書部分公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

伊賀南部環境衛生組合管理者 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、伊賀南部環境衛生組合情報公開条例（令和元年条例第5号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり部分公開することと決定しましたので通知します。

公文書の表示	公開請求者が請求した内容	
	実施機関が特定した公文書の件	
公文書の公開の方法		閲覧・視聴・写しの交付・写しの送付
公開を実施する日時		年 月 日（ ）午前・午後 時
公開を実施する場所		
公開しない部分		
上記部分を公開しない理由		
公開しない理由がなくなる期日及びその部分		
担当室		室 〔電話番号 〕
備考		

- 注1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に伊賀南部環境衛生組合管理者に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分に係る取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、伊賀南部環境衛生組合を被告（訴訟において伊賀南部環境衛生組合を代表する者は伊賀南部環境衛生組合管理者となります。）として、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分に係る取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 公文書の公開を受けるときは、この通知書を提示してください。
- 4 指定された日時が都合の悪い場合は、あらかじめ事務担当まで必ず連絡してください。
- 5 この処分に対し第三者から審査請求があったときは、伊賀南部環境衛生組合情報公開条例第19条第4項の規定により公開が停止されますので、御了承ください。
- 6 「公開しない理由がなくなる期日及びその部分」欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。公文書の公開を希望する場合には、記載された期日以後に改めて公文書の公開を請求してください。

様式第4号（第3条関係）

公文書非公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

伊賀南部環境衛生組合管理者 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、伊賀南部環境衛生組合情報公開条例（令和元年条例第5号）第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

公文書の表示	公開請求者が請求した内容	
	実施機関が特定した公文書の件	
公開しない理由		
公開しない理由がなくなる期日		
担当室		室 〔電話番号〕
備考		

- 注1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に伊賀南部環境衛生組合管理者に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分に係る取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、伊賀南部環境衛生組合を被告（訴訟において伊賀南部環境衛生組合を代表する者は伊賀南部環境衛生組合管理者となります。）として、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分に係る取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 「公開しない理由がなくなる期日」欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。公文書の公開を希望する場合には、記載された期日以後に改めて公文書の公開を請求してください。

様式第5号（第3条関係）

公文書の存否を明らかにしない決定通知書

第 号
年 月 日

様

伊賀南部環境衛生組合管理者 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、伊賀南部環境衛生組合情報公開条例（令和元年条例第5号）第9条及び第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公文書の存否を明らかにしないことと決定しましたので通知します。

公文書の表示 〔公開請求者が請求した内容〕	
公文書の存否を明らかにしない理由	
担当室	部 室 〔電話番号〕
備考	

注1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に伊賀南部環境衛生組合管理者に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分に係る取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、伊賀南部環境衛生組合を被告（訴訟において伊賀南部環境衛生組合を代表する者は伊賀南部環境衛生組合管理者となります。）として、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分に係る取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第6号（第3条関係）

公文書不存在決定通知書

第 号
年 月 日

様

伊賀南部環境衛生組合管理者 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、伊賀南部環境衛生組合情報公開条例（令和元年条例第5号）第10条第2項の規定に基づき、公文書の不存在の決定をしましたので通知します。

公文書の表示 〔公開請求者が請求した内容〕	
公文書が存在しない理由	
担当室	室 〔電話番号〕
備考	

注1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に伊賀南部環境衛生組合管理者に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分に係る取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、伊賀南部環境衛生組合を被告（訴訟において伊賀南部環境衛生組合を代表する者は伊賀南部環境衛生組合管理者となります。）として、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分に係る取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第7号（第4条関係）

公文書公開決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

伊賀南部環境衛生組合管理者 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、伊賀南部環境衛生組合情報公開条例（令和元年条例第5号）第11条第2項の規定に基づき、次のとおり公開決定等の期間を延長しましたので通知します。

公文書の表示 〔公開請求者が請求した内容〕	
延長前の期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで（ ）日間
延長後の期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで（ ）日間
延長の理由	
担当室	室 〔電話番号 〕
備考	

注1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に伊賀南部環境衛生組合管理者に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分に係る取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、伊賀南部環境衛生組合を被告（訴訟において伊賀南部環境衛生組合を代表する者は伊賀南部環境衛生組合管理者となります。）として、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分に係る取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第8号（第4条関係）

公文書公開決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

伊賀南部環境衛生組合管理者 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、伊賀南部環境衛生組合情報公開条例（令和元年条例第5号）第12条の規定に基づき、次のとおり公開決定等の期間を延長しましたので通知します。

公文書の表示 〔公開請求者が請求した内容〕	
上記請求内容のうち、公開請求があった日から起算して30日（45日）以内に公開決定等をする部分	
残りの公文書について公開決定等をする期限	年 月 日（ ）
特例延長の理由	
担当室	室 〔電話番号 〕
備考	

注1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に伊賀南部環境衛生組合管理者に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分に係る取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、伊賀南部環境衛生組合を被告（訴訟において伊賀南部環境衛生組合を代表する者は伊賀南部環境衛生組合管理者となります。）として、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分に係る取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第9号（第5条関係）

公文書の公開に係る意見照会書

第 号
年 月 日

様

伊賀南部環境衛生組合管理者

印

伊賀南部環境衛生組合情報公開条例（令和元年条例第5号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおりあなた（貴 ）に関する情報が記録された公文書について、公開の請求がありました。

つきましては、当該公文書を公開するかどうかの決定を行うに当たり、伊賀南部環境衛生組合情報公開条例第14条第2項の規定に基づき、御意見をお聴きしたいので、別紙「公文書の公開に係る意見書」に御記入の上、別添返信用封筒又はファクシミリで御返送くださるようお願いします。

なお、期限までに提出がない場合は、「公開されても支障がない。」と回答されたものとして取り扱わせていただきます。

公開請求の年月日	年 月 日（ ）
実施機関が特定した公文書の件名	
上記公文書のうち、あなた（貴 ）に関する情報の内容	
公開しようとする理由	
意見書の提出先	（〒 — ） 室 担当者 電話番号 ファクシミリ番号
意見書の提出期限	年 月 日（ ）
備考	

様式第10号（第5条関係）

公文書の公開に係る意見書

年 月 日

伊賀南部環境衛生組合管理者

宛て

提出者（〒 ー ）

住所又は居所

氏名

（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

年 月 日付け 第 号で照会のあったことについて、次のとおり回答します。

実施機関が特定した公文書の件名	
意見	1 公開されても支障がない。 2 公開されると支障がある。 （1）支障がある部分 （2）支障がある理由
連絡先（法人その他の団体にあつては、担当者の氏名及び連絡先）	〔 電話番号 ファクシミリ番号 〕

備考

- 「意見」欄は、該当する番号を○印で囲んでください。
- 「2」を○印で囲んだ場合には、「（1）支障がある部分」欄及び「（2）支障がある理由」欄も記載してください。

様式第11号（第5条関係）

公文書を公開決定した旨の通知書

第 号
年 月 日

様

伊賀南部環境衛生組合管理者 印

先に照会しましたあなた（貴 ）に関する情報が記録された公文書については、次のとおり公開することと決定しましたので、伊賀南部環境衛生組合情報公開条例（令和元年条例第5号）第14条第3項の規定に基づき通知します。

公文書の表示	実施機関が特定した公文書の件名	
	公開する情報の内容	
公開決定の種類	年 月 日付け 第 号公開（部分公開）決定	
公開する理由		
公開の予定日	年 月 日（ ）	
担当室	室 〔電話番号 〕	
備考		

注1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に伊賀南部環境衛生組合管理者に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分に係る取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、伊賀南部環境衛生組合を被告（訴訟において伊賀南部環境衛生組合を代表する者は伊賀南部環境衛生組合管理者となります。）として、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日（この処分に係る審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分に係る取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第12号（第9条関係）

情報公開審査諮問書

第 号
年 月 日

伊賀南部環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会会長

様

伊賀南部環境衛生組合管理者

印

公文書の公開請求に係る決定について、行政不服審査法の規定により審査請求がありましたので、伊賀南部環境衛生組合情報公開条例（令和元年条例第5号）第19条第1項の規定により諮問します。

審査請求の年月日	年 月 日（ ）
審査請求の対象となった決定	年 月 日付け 第 号
審査請求の対象となった決定の内容	
審査請求の趣旨及び理由	1 趣旨 2 理由
担当室	室 〔電話番号 〕

様式第13号（第9条関係）

情報公開審査諮問通知書

第 号
年 月 日

様

伊賀南部環境衛生組合管理者

印

年 月 日付けで審査請求のありました事案については、伊賀南部環境衛生組合情報公開条例（令和元年条例第5号）第19条第1項の規定に基づき、別紙のとおり伊賀南部環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、同条第3項の規定により通知します。

（ 事務担当 室
電話番号 ）